

平成25年7月31日  
保健福祉局健康部  
健康企画課  
電話(245)5202  
内線2773

千葉市政担当記者 様

## 結核集団感染の発生について

千葉市内の医療機関において、結核の集団感染事例が発生しましたのでお知らせします。

### 1 事例の概要

平成25年6月13日、市内在住で、市内医療機関の看護師が結核と診断され、同医療機関から千葉市保健所へ結核患者の発生届が出された。

千葉市保健所では、同医療機関と協議し、接触者健康診断を開始した。

平成25年7月30日までに、発病者3名、感染者10名を確認したため、結核の集団感染事例として、本日、厚生労働省への報告を行った。

### 2 初発患者の状況

20歳代 女性

### 3 接触者健康診断について

#### (1) 経過

- 6月13日 初発患者の発生届を受理し、医療機関と対応について協議を開始
- 19日 感染症診査協議会で初発患者の病状や感染性等について確認
- 25日 看護師の勤務する病棟スタッフ（優先グループ）を対象とした接触者健康診断を開始
- 7月29日 結核対策委員会を開催し、接触者健康診断の拡大や実施方法等を検討

#### (2) 優先グループの健康診断の結果

7月30日までに54名に実施し、3名の発病と10名の感染が確認された。

なお、発病者3名については、発病初期に発見されているため感染の心配はなく、すでに治療を開始している。また、感染者10名のうち、9名は発病を予防するため抗結核薬の内服治療を開始しており、1名は経過観察とされた。

### 4 今後の対応について

- ・ 今回治療が必要となった者に対し、治療が終了するまで服薬支援を実施する。
- ・ 接触者健康診断については、対象者を入院患者等に拡大し、医療機関から連絡する。

## 5 市民の方へのお願い

- (1) 結核の初期症状は、風邪の症状とよく似ています。2週間以上咳が続くようでしたら、必ず医療機関を受診しましょう。
- (2) 市で行っている健診又は職場等での健康診断をすすんで受診し、早期発見に努めましょう。
- (3) 健康診断で異常を指摘された場合は、速やかに専門の医療機関を受診しましょう。

## 6 報道に当たってのお願い

本「お知らせ」は、感染症の発生又はまん延の防止を図るため、市民へ結核について注意喚起を行うものです。つきましては、感染症の患者等の人権尊重にはご配慮、ご理解頂きますようお願いいたします。

### 【参考】

#### ○発病と感染について

発病とは

胸部レントゲン検査等で陰影がある場合や結核菌を排菌している場合など

感染とは

結核菌が体の中に侵入しているが、発病はしておらず、血液検査等で感染が確認された場合。

注) 感染者や発病しても排菌していない患者が、他者に感染させることはありません。

#### ○「結核集団感染」の定義について

同一の感染源が、2家族以上にまたがり、20人以上に結核を感染させた場合をいい、発病者1人を6人の感染者に相当するとして感染者数を計算するものとする。

【「結核に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条に規定する健康診断の取扱いについて」(平成19年3月29日健感発第0329002号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)】

#### ○日本における結核のまん延状態について

WHOは、結核罹患率(人口10万対)10以下を「低まん延国」、患者数の多い22の指定する国を「高まん延国」と定めている。日本の罹患率は、平成23年で17.7(千葉市:17.8)であり「中まん延国」となる。平成23年の1年間に22,681名の新登録結核患者が発生しており、千葉市でも171名の新登録結核患者が発生している。